

○高知県建設工事検査規程

(昭和42年1月17日訓令第3号)

改正 昭和44年11月14日訓令第20号 昭和52年8月9日訓令第12号
昭和53年8月1日訓令第11号 昭和55年4月1日訓令第6号
昭和56年4月1日訓令第2号 昭和56年11月24日訓令第13号
昭和63年4月1日訓令第7号 昭和63年10月1日訓令第13号
平成2年4月1日訓令第7号 平成6年4月1日訓令第5号
平成9年4月1日訓令第3号 平成10年4月1日訓令第2号
平成11年4月1日訓令第17号 平成13年4月1日訓令第14号の3
平成15年4月1日訓令第4号 平成15年8月1日訓令第14号の2
平成18年4月1日訓令第7号 平成19年4月1日訓令第18号
平成20年4月1日訓令第8号 平成21年4月1日訓令第4号
平成27年4月1日訓令第3号 令和7年2月21日訓令第1号
平成27年6月20日訓令第9号 令和8年2月10日訓令第1号

高知県建設工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工事の請負契約の履行の確保のために行う検査(以下「工事検査」という。)を、適正かつ効率的に執行するために必要な事項を定めるものとする。

(工事検査の種類)

第2条 工事検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の全部又は一部が完成した場合に、その工事が請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するために行うもの
- (2) 中間検査 工事を適正に施行させるため、施工段階における工程、品質、出来形等について請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するとともに、査察及び指導を目的として行うもの
- (3) 出来高検査 請負者から請負代金の部分払の請求があった場合、工事の完成が遅延したため違約金を徴収する必要がある場合又は工事の進捗状況を把握するため必要がある場合に、その出来高を確認するとともに、請負契約図書に従い適正に施行されたかを確認するために行うもの
- (4) 材料検査 契約の履行に当たって使用する工事用材料の品質、規格、数量等についてを確認するために行うもの
- (5) その他の検査 前各号に掲げるもののほか、検査命令権者が必要があると認めたもの

(検査命令権者)

第3条 この規程において「検査命令権者」とは、高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)第4条及び第5条の規定に基づき工事検査の命令をする権限を有する者(委託に係る工事検査にあつては、委託を受けて工事検査の命令をする者)をいう。

2 次の各号に掲げる検査命令権者は、それぞれ当該各号に掲げる工事検査の命令をするものとする。

(1) 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁(以下「本庁」という。)の部長(土木部にあつては、土木部建設検査長。第4号において同じ。)当初の1件の請負対象金額(当初契約の際の1件の請負対象金額をいう。以下同じ。)が5億円以上の工事について次に掲げる工事検査

ア 完成検査、中間検査及び債務負担行為に係る工事の年度最終の出来高検査

イ 新工法工事、新材料等使用工事及び特殊な工事について必要があると認めた工事検査

ウ 委託を受けた工事検査

(2) 本庁の課(以下「課」という。)のうち、その主管に属する工事に関連する事務を所掌する高知県行政組織規則第3条第2号に規定する出先機関(以下「出先機関」という。)がある課の長(当該課が土木部の課である場合にあつては、土木部技術管理課長。第4号において同じ。)次に掲げる工事検査

ア 当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上5億円未満の工事について前号アからウまでに掲げる工事検査

イ 当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満の工事について前号イ及びウに掲げる工事検査

(3) 前号に掲げる課以外の課の長(当該課が土木部の課である場合にあつては、土木部技術管理課長)次に掲げる工事検査

ア 当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事について第1号アからウまでに掲げる工事検査以外の工事検査

イ 当初の1件の請負対象金額が5億円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査

(4) 出先機関の長 次に掲げる工事検査

ア 当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上の工事について第1号に規定する本庁の部長が命令をする工事検査又は第2号に規定する課の長が命令をする工事検査以外の工事検査

イ 当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査(第1号イ及びウに掲げる工事検査を除く。)

(検査命令)

第4条 検査命令権者は、工事の規模、工事検査の種類等を勘案し、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第52条に規定する検査職員(以下「検査職員」という。)に検査を命じなければならない。

(検査職員)

第5条 検査命令権者は、別に定める基準により、1件の工事検査ごとに、検査職員を指命しなければならない。

2 検査命令権者は、必要があると認めた場合は、1件の工事検査について2人以上の検査職員を指命することができる。この場合において、検査命令権者は、必要に応じて検査職員の分担する職務を指示するものとする。

(検査の委託及び受託)

第6条 工事を主管する本庁の部長(以下「部長」という。)は、工事検査について委託し、これを受託することができる。

2 工事検査の委託及び受託を行うときは、協議の上検査方法等を別に定めることができる。

3 工事検査の委託及び受託を行うときは、次に定めるところによるものとする。

(1) 受託した工事検査を行う検査命令権者は、前条の規定により検査職員を指命すること。

(2) 検査職員は、受託した工事検査の実施に当たっては、委託元の班長、チーフ、係長又は職員及び工事を監督した者を立ち合わせる。

(3) 検査職員は、工事検査の結果を、委託を行った部長に報告すること。

(農業振興部等主管工事の検査の特例)

第6条の2 農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部が主管する工事(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事にあつては、当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上のもの及び当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満のもの(第3条第2項第1号イに掲げる工事検査を実施する必要があるものに限る。以下この条において同じ。))に限る。)については、土木部において工事検査(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事で、当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上のものにあつては同号ア及びイに掲げる工事検査、当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満のものにあつては同号イに掲げる工事検査に限る。)を実施するものとする。この場合において、当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事についての同号ア及びイに掲げる工事検査にあつては土木部建設検査長が、それ以外の工事検査にあつては土木部技術管理課長が命令をするものとする。

(兼務の禁止)

第7条 検査命令権者は、第5条の規定により検査職員を指命する場合において、高知県建設工事監督規程(昭和42年1月高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。)第2条第2項の工事監督職員(第9条第1項において「工事監督職員」という。)を、その担当する工事の完成検査、中間検査又は支払を伴う検査の検査職員として指命することができない。

(服務)

第8条 検査職員は、工事検査の実施に当たっては、常に厳正公平な態度を保持し、事実に基づいて判定しなければならず、指導に際しては、懇切に行わなければならない。

(工事検査の立会い)

第9条 検査職員は、工事検査の実施に当たっては、工事監督職員及び請負者又は現場代理人を立ち会わさなければならない。

2 検査職員は、原則として事業担当の班長、チーフ又は係長を工事検査に立ち会わさなければならない。

(工事検査の実施)

第10条 検査命令権者は、請負者から工事完成通知書又は指定部分に係る工事完成通知書及び出来高検査請求書を受領した日から14日以内に検査を完了しなければならない。

2 検査職員は、次に掲げる事項の検査資料と対比し、請負者が工事目的物を適正に施行し、又は完成しているかを確認するための検査を行わなければならない。

(1) 契約書、仕様書、技術管理要綱、設計図書等

(2) 監督規程第2条第1項の監督職員が指示し、又は承諾したもの

(3) 検査職員が必要があると認めたもの

3 検査職員は、監督規程第7条第1項の規定により配置された検査補助員を、検査業務の範囲において指揮監督することができるものとする。

(検査の合否判定)

第11条 検査職員は、次の各号に掲げる工事検査の結果を当該各号に定めるところにより検査命令権者に報告しなければならない。

(1) 完成検査 次に掲げる書類を提出すること。

ア 別に定める事務処理要領に規定する検査調書(以下この条において「検査調書」という。)

イ 完成写真

ウ 部分完成工事内訳書(部分完成検査の場合に限る。)

(2) 中間検査 中間検査報告書を提出すること。

(3) 出来高検査 次に掲げる書類を提出すること。

ア 検査調書

イ 別に定める事務処理要領に規定する検査明細書(次号において「検査明細書」という。)

ウ 出来高写真

(4) 材料検査 監督規程第 18 条の規定に準じて行った検査の結果を報告すること。ただし、代金の支払を必要とするものについては検査調書、検査明細書及び材料確認写真を提出すること。

(5) その他の検査 検査命令権者又は検査職員が報告に必要があると認めた書類、図面、写真等を提出すること。

(検査の合否決定等)

第 12 条 委託を行った部長、工事を主管する部長又は検査命令権者(以下この条において「検査命令権者等」という。)は、検査職員から工事検査の結果の報告を受け、総合的な判断のもと検査結果の決定を行い、請負者に通知しなければならない。

2 検査の合否を決定するに当たり、検査命令権者等は、検査処置検討会議を設け、検査処置を決定することができる。

3 検査命令権者等は、工事検査の結果、不合格であると認めるときは、修補、改造、手直し等(次項において「手直し等」という。)の措置を講ずることを監督規程第 2 条第 2 項の総括監督員に通知しなければならない。

4 手直し等について措置が完了したときは、検査命令権者は、検査職員を指命し、再度工事検査を行わなければならない。

(工事成績の評定)

第 13 条 検査職員は、工事検査を実施したときは、別に定めるところにより工事成績の評定を行わなければならない。

(適用除外工事)

第 14 条 この規程の規定は、当初の請負対象金額が 400 万円を超えない別に定める軽微な工事については、適用しないことができる。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別に細目を定めることができる。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 42 年 2 月 1 日から施行する。

(他の規程の一部改正)

2 高知県農業土木事業検査規程(昭和 41 年 7 月高知県訓令第 42 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(昭和 44 年 11 月 14 日訓令第 20 号)

この訓令は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則(昭和52年8月9日訓令第12号)

この訓令は、昭和52年8月9日から施行する。

附 則(昭和53年8月1日訓令第11号)

この訓令は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日訓令第6号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日訓令第2号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年11月24日訓令第13号)

この訓令は、昭和56年11月24日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日訓令第7号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年10月1日訓令第13号)

この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日訓令第17号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日訓令第14号の3)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月1日訓令第14号の2)

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月21日訓令第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年6月20日訓令第9号)

この訓令は、令和7年6月20日から施行する。

附 則(令和8年2月10日訓令第1号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。